

## 1 基本的な方向性

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条により、以下のように捉えます。

いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

#### <具体的な表れ>

- |   |         |                                  |
|---|---------|----------------------------------|
| A | 身体的ないじめ | 体当たり、叩かれる、蹴られる                   |
| B | 言葉のいじめ  | 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる      |
| C | 社会的いじめ  | 仲間はずれ、集団から無視をされる                 |
| D | 物質的ないじめ | 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる    |
| E | 性的いじめ   | 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする |
| F | ネットいじめ  | パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる         |



いじめの判断は、個々の行為がいじめを受けた子供の立場に立ち、本人が心身の苦痛を感じているものはもちろんのこと、本人が気付いてなくても、「いじめられている状況にないか」という視点に立ち、その子の周辺の状況を客観的に確認し、判断することが大切です。

### (2) いじめの理解と考え方

いじめは、どの子にも、どこでも起こりうるものです。暴力を伴わないいじめ(からかいや意地悪、仲間はずれ、無視等)の場合、いじめの加害者と被害者の立場を入れ替わりながら経験することがあります。それが、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめと共に心身に重大な危険を生じさせます。行為自体は、日常的によくあるトラブルとして気付かずに、見過されてしまうことがあります。

そこで、子供が発するいじめのサインを見逃さないために、常に子供に寄り添い些細な子供の変化にも気を配っていくことで、どんなに些細な予兆も見逃さず対処するという「早期発見」「早期対応」の姿勢・危機管理の意識を重視していく必要があります。

さらに、いじめを未然に防止するため、温かい人間関係を作って学校・学級の中に子供の居場所づくりをすることが大切です。「いじめは絶対にいけない。」と言えるように子供の意識を高めたり、雰囲気作りをしたりすることが重要であると考えます。

積志中学校区が目指す子供像(小学校)の3つの柱「学校や地域で場に応じたあいさつができる子」「より多くの人との人間関係を深めていくことができる子」「家族と地域に感謝し、夢に向かって努力する子」に向けて、人と関わることの喜びを感じ、その中で自分や友達のよさを実感できる人間関係づくりに努めていきたいと考えます。そして、いじめはしない、させないとはっきりと言える子供を育てていきます。

## 2 いじめの防止等のための組織の設置

いじめの防止等の対策のための組織として「いじめ対策委員会」を設置します。

いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組の企画や実施

取組の効果・成果の検証

教職員や保護者・地域の方々のいじめの防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施  
本基本方針の見直しや改善



### 3 いじめの防止等のための対策

#### (1) いじめの未然防止

##### ア 積志中学校区幼小中連携協議会

合言葉「学びが響き合う 家庭で、地域で、学校・園で」を設け、積志地区の目指す子供の姿を実現するために、自分らしさを磨く心の教育を進めます。

##### イ 道徳教育等の推進

子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ります。特に積志地区の道徳重点項目「生活習慣」「友情・思いやり」「生命尊重」を重点的に取り組みます。

##### ウ 子供の主体的活動の場の設定

学級活動や児童会活動等、子供が主体的にいじめについて考え活動する機会を設定します。

##### エ 家庭や地域への啓発

家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発します。

##### オ 教職員の資質向上

教職員に対し、事例検討、情報モラル教育の理解等の研修を行います。また、情報モラル教育の理解を深め、実践していきます。また、ハイパーQ Uの活用について、研修の機会を設け、具体的な支援の仕方について共通理解を図ります。

#### (2) 早期発見

##### ア 子供の実態把握

休み時間の児童の様子について見守り、気になる事柄については、関係職員で情報を共有します。子供との信頼関係を深める日常的な取り組みを軸として、定期的に記述型と選択型のアンケート調査(年2回)を実施します。また、家庭や地域等と連携し、実態把握に努めます。

##### イ 相談体制の確立

職員の誰もが子供や保護者の相談を受けることができることを周知し、相談しやすい体制を確立していきます。

#### (3) いじめへの対応

##### 発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐその行為を止めさせ、事情を把握するように努めます。また、子供や保護者、地域の方々からの通報や相談があった場合は、真摯に傾聴し、些細な兆候であっても早い段階から丁寧に関わりをもちます。

いずれの場合も、被害にあっている子供やいじめを知らせてきた子供の安全確保を優先し、迅速に「いじめ対策委員会」を立ち上げ、組織的に関係する子供から事情を聞きとるなどして事実関係の把握・確認を行います。(事実関係の把握は、時系列にそって整合性がとれるまで確実にを行います)事実関係確認の結果は、浜松市教育委員会へ報告すると共に、早期対応に向けた効果的な方法を用いて、被害・加害双方の子供の保護者に事実を報告します。

触法性のあるいじめの加害行為については、積志交番・浜松東警察署生活安全課・少年サポートセンター等に相談し、警察諸機関と連携した対応ができるよう援助を求めます。

いじめられた子供や保護者への支援

事実関係の聴取は、子供の心情に配慮して行います。また、保護者の協力体制の下、子供の安全確保を最優先に考えて行動します。親しい友人・教職員・家族・地域の方々等と連携し、子供に寄り添い支える体制をつくりだすように努め、子供に安心感をもたせます。必要に応じて、加害の子供を別室指導としたり、出席停止にしたりするなどの措置についても検討します。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加え、加害の子供や保護者の様子、いじめがあった集団の雰囲気等を適宜報告し、いじめへの早期対応の方向性や進捗状況について共通理解を図り、協働態勢でいじめの早期解消を目指します。いじめを受けた子供や保護者には、学校としての取組について丁寧に説明し、親切な対応を心掛けます。



#### いじめた子供や保護者への指導・助言

教育的配慮の下、いじめたとされる子供からも事実関係の聴取を行います。中には、いじめたという自覚がない場合もあります。当該の子供が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、保護者の協力を得ながら、子供の人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するように働き掛けていきます。

事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該の子供の保護者に伝えて、理解・納得を得た上で、学校と連携して早期解消を目指す取組に協力するように求めます。最も気をつけなければいけないのは、いじめの継続や再発です。この点については、学校が組織的に対応し、当該の子供に指導・支援を継続すると共に、保護者の責任において、いじめの行為が消失するように要請します。当該の子供や保護者の心情は配慮しなければいけませんが、いじめの行為そのものには、毅然とした姿勢で対応します。様々な対応を視野に入れながら、当該の子供が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促します。

尚、いじめの背景に心理的・福祉的な要因が感じられた場合は、保護者の理解を得た上で必要に応じてスクールカウンセラー（臨床心理士）やスクールソーシャルワーカー（社会福祉士）などとも情報共有し、いじめの加害の背景の改善を目指します。

#### いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考える子供には、事案に応じて個別の聞き取りや記述式の調査等を行い、事実関係を把握します。集団への働きかけにおいて、最も適していると思われる教職員を「いじめ対策委員会」で検討し、その者を中心に、いじめに同調する態度や見て見ぬふりをする姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを理解させ、いじめを見つけたら、いじめられている子を助ける行動をとるよう指導します。また、いじめの未然防止や早期解消にとって、健全な集団づくりが、最も大切であることを訴えます。そして、「いじめ対策委員会」で組織的に集団の経過観察と継続的指導を行います。

#### ネット上のいじめへの対応

いじめの行為に、ネット上の不適切な書き込み等が含まれる場合は、書き込みした子供の特定を早急に行い、子供にネット環境を提供した保護者の責任において書き込みを削除するよう強く要請します。書き込みした子供の特定に時間がかかったり、不特定多数の者から書き込みがあったりする場合は、被害の拡大を避けるために、浜松市教育委員会と連携してプロバイダに対する削除要請を行います。また、犯罪性のある書き込みについては、浜松東警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求めます。

しかし、「掲示板」「ライン」「ツイッター」「オンラインゲーム」などにおけるネット上のいじめ行為は、大人の目に触れにくく、発見が困難であるのが現状です。そこで、情報モラル教育を通じた未然防止に努めます。また、保護者への啓発活動を進め、子供のインターネット利用に関する弊害等の情報を伝え、保護者責任に対する意識の高揚に努めます。

# いじめ対応の流れ

## 発見・発覚・訴え

事情や背景を受け止めながらも「いじめ」や「いじめに見える行為」はダメと毅然として指導する。

## 事実確認・一次指導

「やった」「やらない」等、水掛け論になった事実も確認しきれない事実として確定する。

## 事実の確定

事実にもとづく反省、今後の約束事項、保護者の理解と協力をお願いします。

## 事実の共有・二次指導

## 経過観察・背景改善

いじめを受けた子に対して

- 定期的な声かけ、定期相談を計画、日記等に注目、何でもないときの家庭訪問、SCや養護教諭との連携、友人関係の調整、気になる事柄を訴え出られるように支援等

いじめた子に対して

- 行動改善の示唆と支援、いじめをする背景のアセスメント、友人関係の調整、陰湿な行動に変化しないよう観察、定期面談や行動改善に向けた特別な活動を計画等

いじめを傍観している子に対して

- いじめを生んでいる雰囲気そのものであることを指摘、よりよい集団作りのための役割を分担等
- いじめられている子の立場に立ち勇気をもって行動するよう示唆。教職員以外のモニターとしての役割

## 一定の解消

## 解消

### 【組織的な対応】

いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、直ちにいじめ対策コーディネーターに報告する。いじめ対策コーディネーターは、直ちに「いじめ対策委員会」を招集し、組織的な対応を検討する。

### 【立場に応じた事実確認】

いじめを受けている子                      いじめている子  
いじめを傍観している子  
立場の違う者どうしを同席させての事実確認は行わない。

### 【事情を聞くときのポイント】

- いじめを受けている子
- 心情を受け止め、つらさに寄り添いながら丁寧に聞く。
- いじめている子
- 事実を時系列に沿って正確に把握する。
- いじめを傍観している子
- 当事者意識をもたせる。当事者外から客観的な事実をつかむ。

### 【確認すべき内容】 具体的事実の確認と心情面の理解を

いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことを、どのくらいの頻度で、どんなつもりで、どのように受け止めているか、今後どうするか等

### 【保護者と協働体制で】

いじめの発見や訴えがあった直後から当事者の子供の保護者には、きちんとした情報提供をする。事実確認の経過や関係する子供の心情を伝えると共に学校としての指導の見通しを伝える。

### 【市教委連絡・他機関連携】

いじめ行為に触法性がある場合やいじめの背景に虐待等の福祉要因が認められる場合は、当初から関係機関との連携を視野に入れた指導の流れを考える。必要に応じて早い時点で市教委に第一報を入れる。

### 【市教委への報告・連絡・相談】

校長は、市教委へいじめの事実を報告する。学校にとって都合のよいことを悪いことも含め、包み隠さず報告する。

### 【二次指導ポイント】

- 最大の課題は、再発防止。
- いじめた子とその保護者が、いじめの事実を認めること。
- いじめを受けた子とその保護者が事後の生活に勇気もてること。
- 周囲の子供たちが、いじめを許さない心持ちになること。

### 【いじめの表れが消失】

表れとしてのいじめが消失し、本人が不安なく学校生活を送れる状況

### 【いじめられた子の本人らしさが表出】

いじめられた子が自然に自分らしく活動できるようになった状況